

確認が多い項目ベスト5

1

〔2-3〕えん下

- 間違いではないが、「能力」として捉えてるか、わかりづらい記載例
- △「むせることが多く見守りしているため『見守り等』を選択」
 - △「急いで食べてつめることがあるので見守りしているため『見守り等』を選択」



「能力」の項目のため、実際見守りしているかどうかは評価の対象になりません。「むせが多い」＝「えん下能力の低下」とは限らない場合や、ゆっくり食べた場合のえん下能力はどうか、という点で確認が必要となります。必ず、「えん下がスムーズには行えない」ことが分かる記載をしてください。

2

〔2-7・8・9〕整容に関する項目

- 該当するかどうか分かりづらい記載例
- △「自ら行わないため声かけが必要／洗面所まで誘導すれば行為は自立のため『一部介助』を選択」



テキストにおける選択基準にある声かけとは、あくまでも『**行為中**』に行われているものを対象とするため、単に行為前に声かけを行っているだけの場合は含みません。必ず「認知症で手順が分からず次の動作の指示が必要」等、行為中に介助が行われていることが分かる記載をしてください。

3

〔4-8〕落ち着きなし

圧倒的に「意思表示」の記載がないものが多いです。テキストにもあるように「家に帰りたい」等という意思表示と落ち着きのない状態の両方がある場合のみ該当します。

※「家に帰りたい」に限らず何らかの意思表示があれば構いませんので、具体的に記載してください。

4

〔3-8・9〕（4-1～15）頻度により選択肢を決定する項目

- ・頻度の記載そのものがない
- ・「時々ある」「たまにある」等、表現が曖昧
- ・「週に1回以上ある」等具体的な回数が分からない



頻度は「介護の手間」の大小を知る重要な情報です。「時々」等は人によって頻度のとらえ方が違うので、正しい判定が行えているかが分かりません。実際の発生頻度が週に1回であるのと毎日あるのとでは手間が大きく異なるため、できるだけ具体的な頻度を記載してください。

5

「適切な介助の方法」で選択する場合

間違いではないが、不適切とする根拠が不足、弱い記載例
「独居で介助が行われていないため不適切として…」
「歩行が不安定なため（2-2）移動時に支えが必要」



「独居」＝「不適切」ではなく、独居で介助がないために、どのような不適切な状況があるのかという記載をした上で、その人に必要な介助を選択する理由を明記して下さい。（独居に限らず、適切な介助で選択する場合は必ず「不適切な状況」と「選択の根拠」を記載してください。）

Check を間違えやすい項目



1

（1-3）寝返り

（誤）「肘に体重をかけて／手で強く押しながら寝返りするため『何かにつかまればできる』を選択」



「寝返り」はあくまでも「何かにつかまって」行っている場合のみ「何かにつかまればできる」を選択することになります。「つかまっている」記載がなければ確認が必要となってしまいます。

2

（1-5）座位保持

（誤）数分で座れるが、10分は背もたれがあっても保持できなため『できない』を選択。



座位保持の選択基準「4.できない」は、テキストにあるように、

- 長期間にわたり水平な体位しかとったことがない場合。
- 医学的理由により座位保持が認められていない場合
- 背骨や股関節の状態により体幹の屈曲ができない場合。

のみ「できない」となります。

「10分間」の目安は、「1.できる」「2.支えればできる」「3.支えてもらえればできる」のいずれに該当するかを判断する基準となります。

3

（3-5）自分の名前を言う

場合によっては間違いとなる特記例

「失語症で答えることができず、筆談もできないため『できない』を選択。」



伝達方法は問わないとされているため、単に言えなかった、答えられなかったということのみで「できない」と判断しない。呼びかけに対してうなずく等の身振りから自分の名前を理解していることが確認できる場合は「できる」となります。

その他



1

(1-1) 麻痺 (1-2 拘縮)

よく見られる記載例

「右肩が自力でも他動でも水平位置まで挙がらないため (1-1 右上肢)(2-1)肩関節に『ある』とした。」



(1-2 拘縮) の項目を確認し制限がある場合、その制限が軽度であり、自力で挙上した際に制限のない高さまで自力であげられる場合は (1-1 麻痺) の項目には該当しないこととなります。軽度とする基準は明確にあるわけではないため、調査員の判断となりますが判断に迷う際は特記に記入してください。

2

(4-7) 介護に抵抗

よく見られる記載例

「入浴が嫌いで入ろうとしないため手間となっている」
「失禁しているので着替えるよう声かけしても着替えようとしない」



単に「助言しても従わない (言っても従わない) 場合は含まないとされており、直接手を払うなどの行動や、興奮したり不穏になり強い拒否を繰り返しなだめるのに手間となっているような場合に該当します。

3

(3-4) 短期記憶

よく見られる記載例

「3品で確認したが答えられなかったので『できない』とした。」



「調査の直前に何をしていたか思い出す」能力を評価する項目となり、調査時においては必ず訪問直前のことを確認してください。この方法で確認が難しい場合に、3つのもので確認する方法をとることになりますが、その場合でもその回答のみをもって判断するのではなく、必ず「日頃の状況」を確認し、頻回な状況で判断するようにしてください。またそのことを特記に記載してください。

4

(2-1) 移乗

よく見られる記載例

「ふらつきがあるので支えて移動し、イスに座る際にも支えている」



移乗は、ベッドから車いす、ベッドからポータブルトイレ等へ臀部を移動させイス等へのりうつることをいうため、歩いて移動後にイスに座る行為は「移乗」ではありません。特に軽度者の方については車いすやポータブルトイレの使用がなく想定しにくい場合もありますが、A点からB点へ臀部を移す際に介助が必要かどうか本人の状態から判断するようにしてください。